

## 桜川市文教厚生常任委員会

### ○招集日時

令和7年12月9日（火） 本会議終了後開会

### ○招集場所

岩瀬庁舎3階全員協議会室

### ○協議事項

(1) 請願第12号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(2) その他

### ○出席委員（5名）

委員長	市村香君
副委員長	中田拓也君
委員	風野和視君
委員	菊池伸浩君
委員	川股隆君

### ○欠席委員（なし）

### ○会議事件説明のため出席した者の職氏名

教育長	稲川善成君
保健福祉部部長	斉藤育子君
教育委員会教育部部長	佐谷智君
教育指導課課長	小林詠二君

### ○職務のため出席した者の職氏名

学校教育課主任	三上知裕君
議会事務局主任	楨野美穂君

開 会 (午後 3時07分)

○協議事項

○委員長(市村 香君) それでは、引き続き12月9日に本委員会に付託されました請願について審議いたします。

請願第12号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

○教育指導課課長(小林 詠二君) 教育指導課の小林でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

請願第12号についてご説明させていただきます。2025年11月28日付で、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願が、風野議長宛てに提出されました。請願代表者は、茨城県教職員組合執行委員長、XXXXXXXXXX氏ほか137名です。紹介議員は、XXXXXXXXXX議員でございます。

資料の2枚目をお願いいたします。請願の趣旨を読み上げさせていただきます。

請願趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積みしており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっております。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっております。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請し

ます。

#### 請願事項

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

となります。

続きまして、次のページをお願いいたします。意見書の案になります。要望事項は3点です。読み上げます。

意見書（案）第号、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文科省大臣あて。

桜川市議会議長名、風野和視。

#### 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積みしており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらに学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかれるもの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じるよう強く要請します。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など

教職員定数改善を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3. 自治体の実効性のある働き方改革を実現するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上の意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣へ提出することを要望するものでございます。

あと、付け加えてございますが、上のほうの桜川市議会議長名で「名」が入っておりますが、こちらのほうは先方が作成してきたものでございますので、取り急ぎこちらは原案のままとなっております。ただし、提出する際には、この議長名の「名」は取っていきたくて考えております。

以上でございます。何とぞご審議をお願いいたします。

○委員長（市村 香君） ただいま説明ありがとうございました。

これから質疑に入りたいと思います。何か質疑等、ご意見等ございますか。

川股委員。

○委員（川股 隆君） 言っている言葉がよく分からないので、3点ほど聞きたいのです。

給特法等の一部改正というのは、要するに超過勤務が教員にはないので、今まで3%か何かでしたか、それを今3%なのでしたか。

〔「4%」の声あり〕

○委員（川股 隆君） それを5%に引き上げるというのがこの内容であるのかどうかということが一つです。要するに給特法の一部改正というのは何なのですかということ。

それから、業務の3分の1というのだけれども、業務の3分の1というのは正直言って何のことなのか、よく分からない。

それと、請願事項の3番目で、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じることと、ここに関してはどっちかという国に対する請願というよりは、自治体がとっているのだから、地方自治体に対する請願だと思うのですが、だからといって意味が、要するに自治体やるために国のほうで必要な予算措置を講じることというふうにとればいいわけであって、そういう意味で捉えたとして、逆に自治体の実効性のある働き改革というのは何を言っているのか。要するに自治体の実効性のある働き改革とは、具体的に何を今課題として言われているのかということ、この3点ちょっと教えてください。

○委員長（市村 香君） 小林課長。

○教育指導課課長（小林 詠二君） 川股委員のご質問にお答えしたいと思います。

給特法とは、ご存じのとおり、公立学校の教員の給与やその他の勤務条件に関する特別措置法の略称でございます。教職員の給与体系や勤務時間に関する特例を定めた法律でございますが、教職員の長時間労働問題をやはり象徴して、長年注目されていることとございます。

先ほどあったとおり、長年の課題を受けまして、2024年の法改正によりまして、2026年1月以降に

教職調整額が今4%のところを、毎年1%ずつ段階的に引き上げて、2031年の1月には10%、現在の2.5倍になるということの内容でございます。今4%を、2031年1月の10%に向けてということでございます。

以上でございます。

○委員長（市村 香君） 簡単に言えば、10%になるまではずっとやるということ。

〔「あと2つは」の声あり〕

○教育指導課課長（小林 詠二君） 失礼しました。2つ目のほうが、国庫負担率が2006年度には2分の1……

〔「ごめんなさい。業務の3分類ということ聞いた。業務の3分類というのは何なんですか」の声あり〕

○教育指導課課長（小林 詠二君） 失礼いたしました。業務の3分類につきましては、こちらにつきましては学校と教師の業務の3分類というものがございまして、そちらのほうは、令和7年8月19日の教師を取り巻く環境整理特別部会というものがございまして、その中で学校と教師の業務の3分類というものがございまして、

具体的にどういうことかと申しますと、教師が教師でなければできない業務に専念できますように、服務監督教育委員会はこれらを踏まえまして、地域における業務の見直しに優先的に対応するものがございます。例えば学校以外が担うべき業務は5つほど示されていますが、例えば登下校時の通学路における日常的な見守り活動、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときなどの対応などが、学校以外が担うべきではないかとされています。

続きまして、教師以外が積極的に参画すべき業務ではないか。もちろん教師も携わるけれども、教師以外が積極的に参加すべきではないか。こちらも全部で8つ示されていますが、例えば調査統計等への回答、学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しながら、事務職員を中心に実施したらどうか。例えば学校プールや体育館等の施設設備、グラウンド管理、教師は授業に付随している日常点検などを行いますが、学校のプールや体育館なども外部委託等も積極的に検討してもいいのではないかと。

3つ目が、教師の業務ですが、負担軽減を促進すべき内容ではないか。こちらも全部で6つ示されていますが、例えば給食の時間における対応、食に関する指導については担任だけではなくて、栄養教諭などが対応してもいいのではないかと。あと、授業準備はもちろん、授業を担当する教職員がやってもいいのですけれども、会計年度などの教員業務支援員などの支援スタッフを手伝いとしてもやってもいいのではないかとということが、そちらが業務の3分類ということでございます。

○委員（川股 隆君） すみません。今のだと、3つでなくて4つになった。僕がメモしていくと4つになってしまったのだけれども。

○委員長（市村 香君） 項目が3つの中に、いろんな項目があった。

○教育指導課課長（小林 詠二君） すみません。では、整理させていただきます。申し訳ございません。

業務3分類が、まず学校以外が担うべき業務が1点目です。2点目が、教師以外が積極的に参画す

べき業務が2点目でございます。

○委員（川股 隆君） それと、教師が教師としてということね。

○教育指導課課長（小林 詠二君） 教師の業務だが、ただ負担軽減を促進すべき業務で、それが3点目でございます。以上が3分類です。

○委員（川股 隆君） あと、自治体がと言っているのは、具体的に働き方改革、自治体の実効性のある働き改革というのは何を、具体的にはどういうことを言っているの。言っていると思われている。小林さんが言っているわけではないから、向こうが言っているのだね。

○委員長（市村 香君） 小林課長。

○教育指導課課長（小林 詠二君） 先ほど申し上げました、ただ教師の業務だが、負担軽減を促進すべきの中に、先ほど授業準備で例えば会計年度の教員業務支援員さんなどというものについては、国のほうで国庫負担金とか、補助くらい頂きながら、それで市で会計年度さんを任用する、その予算面等について自治体ごとで……

○委員長（市村 香君） 自治体のほうに予算を組んで、それで教師の負担を減らして……

○教育指導課課長（小林 詠二君） 減らしてということでございます。国で例えば3分の1とか2分の1の補助を頂きながら、あとは地方自治体、桜川市だったら2分の1、3分の2を出すとかで会計年度さんとかを雇用させていただいて、授業の準備ですとか成績処理や学習評価などを助けていただくということになります。

○委員長（市村 香君） 中田委員。

○委員（中田 拓也君） 国のほうでお金を用意してもらって、十分でないから2分の1に戻していただくとともに、丸投げ、要するに地方自治体の実効は丸投げなのだから、もうちょっとサポートしてくれよ的なことですか。

○委員長（市村 香君） 要するに先生の負担がまだまだいろいろ事務的なこと……

○委員（中田 拓也君） 答えてもらっていない。

○委員長（市村 香君） 小林課長。

○教育指導課課長（小林 詠二君） 最初、2006年度まで2分の1だったものが3分の1になってしまったので、そうしますと結果的には桜川市は桜川市の持ち出し分が増えてしまうので、そうしますといろんな予算の関係上、会計年度さんを雇うことができる人数とかが、例えば5人雇えるところが3人に減ってしまうですとか、そういうことでぜひもともと2分の1負担に戻していただければ、その分桜川市の負担がまた2分の1に戻りますので。

〔「それは違う」の声あり〕

○委員長（市村 香君） 教育長。

○教育長（稲川 善成君） 今のは、県費教職員なので、県が負担する割合が今度は大きくなってしまふ。大きくなると、これまでは加配教員と、少しペースが足りないとなると、そのところへ加配という形で要望しながらもいただけたところがあったのですが、そのパイが今度少なくなってしまうわけです。そういうような負担感があって、では自前で、自治体で人員を出しなさいよというような

ところですが、そういった自治体も大変な状況だということなところがございます。

なお、この働き方を推進するためには、例えば留守電なんかもそうなのです。常にいつでも電話がかかってきてしまったりとか、そういうこともある。あと、クレーム対応、カスタマー対応、今大変な状況もございます。それを教育委員会のほうでシフトしてくれれば。でも、人員も足りないところもあったりして、そこも人員を新たに会計年度で置くとか、そういうことで様々な予算措置が必要であるというような状況でございます。

○委員長（市村 香君） ほかにありますか。

○委員（川股 隆君） 先ほど、ここは別に国庫負担制度を維持しなさいと言っているのだから、かつて小泉改革の地方分権改革というか、小泉改革のときに国庫負担率というのは2分の1から3分の1に引き下げられて、その分については地方交付税で措置しますよというふうに国はしたわけけれども、小泉改革がいいと言っているわけではないけれども。3分の1は維持しなさいと言っているのだから、2分の1に戻しなさいと言っているわけではないですね、この請願事項は。

〔「いや、戻しなさいと言ってますよ。言っています、中盤ぐらいに」  
の声あり〕

○委員（川股 隆君） いや、いや、文章はそうだけれども、請願事項はそうではないですか。請願事項は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、地方財源を確保した上で義務教育国庫負担制度を維持することと言っているのだから、今の3分の1でいいということではないですか。維持するとやっているのだから。

〔「文面では言っていますよ、2分の1に戻してって」の声あり〕

○委員（川股 隆君） 文面は言っています。でも、請願事項はこっち、これを請願しなさいということでしょう。この事項を請願しなさいということでしょう。

○委員長（市村 香君） 小林課長。

○教育指導課課長（小林 詠二君） 例えば意見書の中で第3段落の一番最後のところに、国庫負担率2分の1への復元が必要だと。

○委員（川股 隆君） 国の考え方からいったら、復元してしまったら、余計な話なのだけれども、交付税は減らしますよということですね。あのときの小泉改革がそうだったのだから。3分の1の部分のその差額は地方交付税で見ましたよというのが小泉改革のやり方ですね。自由に地方交付税を使ってくださいと言った。この人がそういうことを理解しているかどうかは分からない。

〔「その交付税も、特別交付税で来るのか、どういうふうな形で来るのかというふうなところで使い方が分かりませんので、いずれにしても働き方のほうをアシストしないと学校が回らないという状況があるので、請願をお願いしたいというようなことですよ」

「請願事項の2番目に当たる部分で、どっちも欲しいと言っているじゃないですか。国庫負担も戻してほしいけど、地方交付税を減らさないでねと言っているじゃないですか」の声あり〕

○委員長（市村 香君） いいですか。

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○委員長（市村 香君） はい。

○委員（川股 隆君） ちょっと意見ですけれども、先ほどの説明みたいな形でもって、学校の授業準備とかというので会計年度職員にやっていただければいいのではないかというのは、ここは教員の思い上がりだと思うのです。要するに補助的な仕事は、そういう会計年度、単年度雇用にやっていただけるみたいな、そういうことになると楽になりますよというのはちょっといただけないな。会計年度職員だって、日本はそういうふうにはやっていないけれども、短時間勤務でもっての正規職員というのは幾らでもあるわけで、世界的に見てもあるわけだから。そういうふうに学校の中に仕事としての差別の構造を持ち込むというのは、そういう発想は僕はぜひやめていただきたい。それは公務員の間でも同じだけれども。そういうことはちょっとお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（市村 香君） それでは、質疑を終わりにしたいと思います。いいですね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（市村 香君） 本委員会に付託されました請願第12号については、採択、不採択、趣旨採択、継続審査ということがありますけれども、採択でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（市村 香君） では、採択と決定いたしました。

次に、意見書の提出になりますが、意見書の内容については別紙のとおりでよろしいでしょうか。意見書のほうもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（市村 香君） 小林課長、特別直すところ等はなく大丈夫ですか。

○教育指導課課長（小林 詠二君） このままで大丈夫です。

○委員長（市村 香君） それでは、意見書につきましては以上のように決定いたしました。

○その他

○委員長（市村 香君） そのほかの件で何かご意見等ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○閉会の宣告

○委員長（市村 香君） なければ、以上で文教厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 3時31分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月3日

桜川市文教厚生常任委員会委員長 市村 香